

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年6月14日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：アクロスプラザ武雄A

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字富岡 12520 番 外 1 筆

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 宇野 正晃

福岡市博多区博多駅東2丁目10番地1号 第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役会長 宇野 正晃

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 変更の年月日

平成29年8月25日

2 届出年月日

令和元年6月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和元年6月14日から

令和元年10月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。